

浜松市中心市街地活性化基本計画の策定について

1 趣旨

中心市街地活性化基本計画は、少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することを目的に制定された「中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）」に基づくもので、認定基本計画に対しては、国が重点的な支援を行うこととなっている。

本市は1999（平成11）年に第1期計画（1999-2012）、2015（平成27）年に第2期計画（2015-2020）を策定。2020（令和2）年度以降は、新たな中心市街地活性化基本計画を策定することではなく、第2期計画の基本的な方針及び区域を引き継ぐ本市独自の「中心市街地活性化の方針」を定め、取り組みを進めてきた。

この間、都心エリアの居住者が人口・世帯数ともに増加する一方、中心市街地における売場面積や年間商品販売額は大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症の発生とその拡大に伴う来街者の減少や退店等による空き店舗の増加も回復の途上にある。

こうした中、常葉大学浜松キャンパスや浜松調理菓子専門学校の中心市街地への移転計画が発表され、中心市街地活性化に対する好影響が期待されるとともに、異業種が集うコワーキングスペースの開設も進み、スタートアップ企業の進出など業務機能の集積に向けた新たな動きも進んでいる。

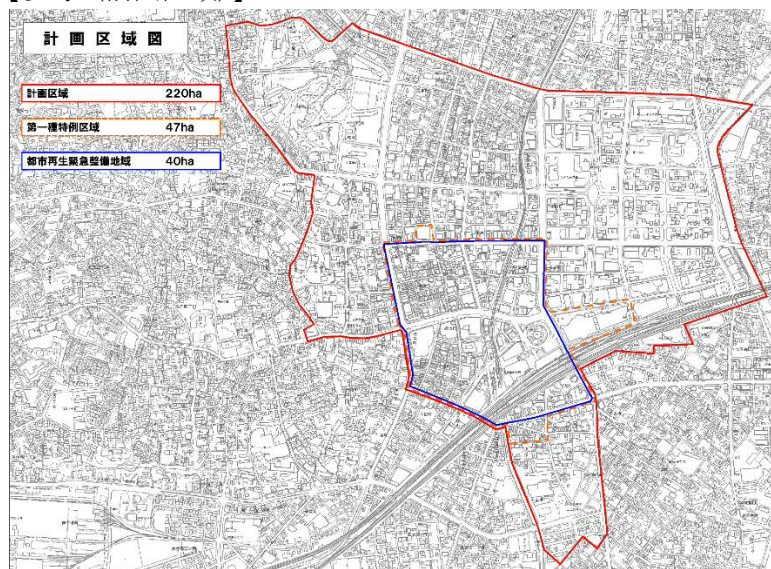
これら中心市街地を取り巻く環境の変化を踏まえ、中心市街地のあるべき方向を明らかにするため、新たに中心市街地活性化基本計画を策定する。

また、中心市街地の将来像を目標として示す中心市街地活性化ビジョンも併せて策定し、市民と共有するとともに、ビジョン及び計画の実現に向けて、関係団体や関係機関が一体となって取り組むものである。

2 計画の区域

前回区域（220ha）の拡大を検討

【参考（前回区域）】



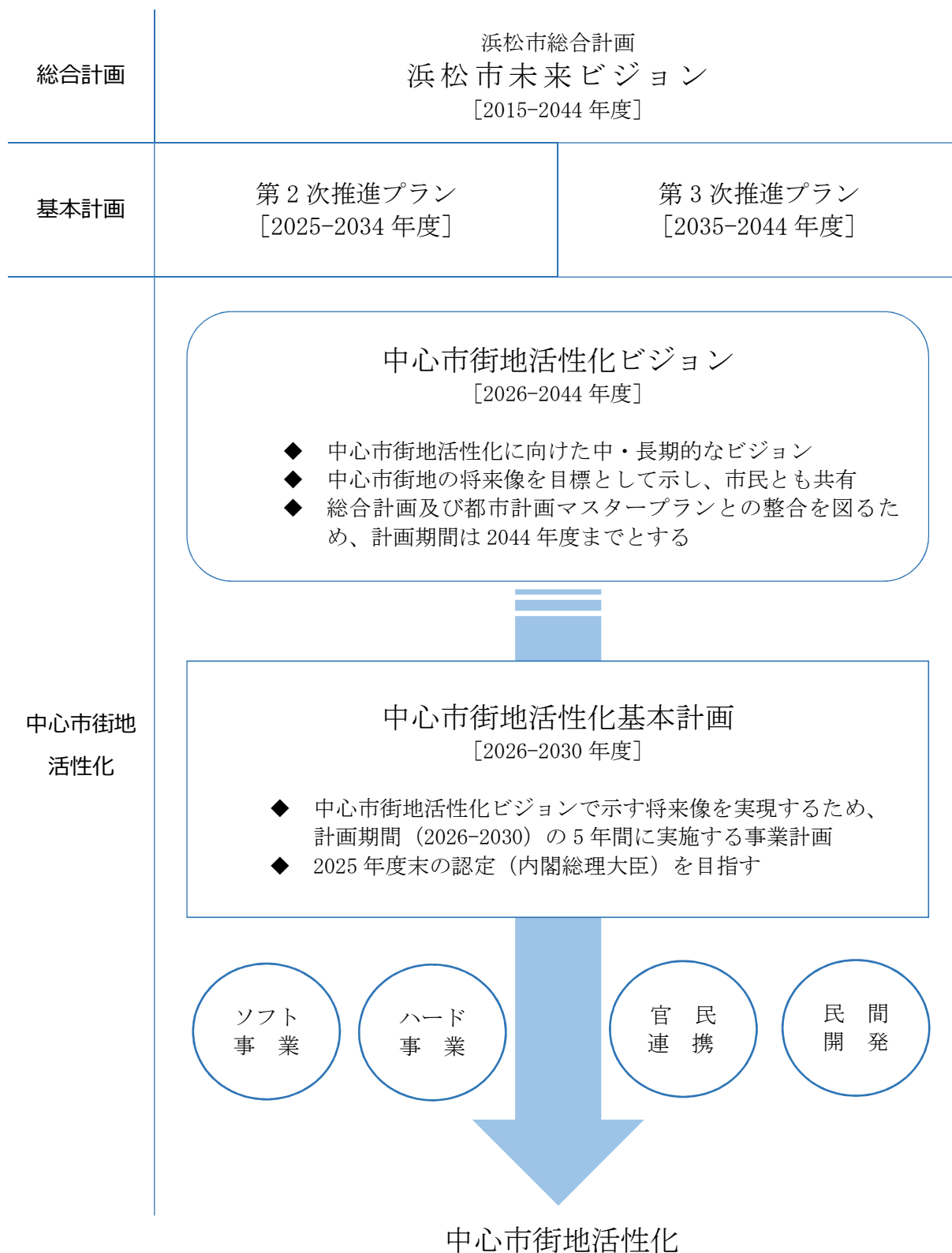
3 計画期間

2026（令和 8）年 4 月～2031（令和 13）年 3 月 【5 年間】

4 策定主体

浜松市

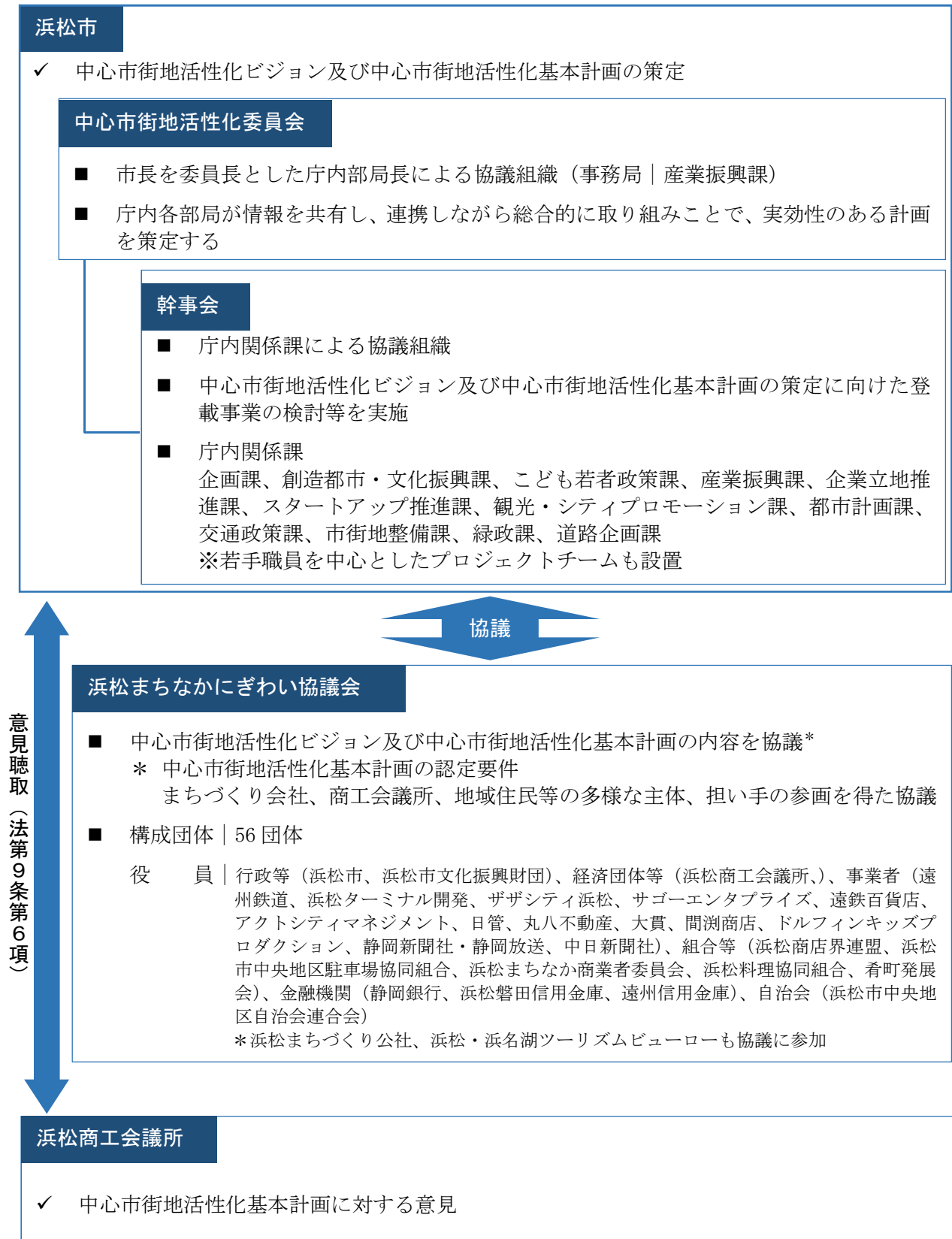
5 計画の位置づけ



6 推進体制

中心市街地活性化基本計画は、まちづくり会社、商工会議所、地域住民等の多様な主体、担い手の参画を得た協議の場が組織されるなど、十分な協議が行われることが認定の要件となっており、申請にあたっては、商工会又は商工会議所の意見を聴取する必要があります。

こうしたことから、以下の推進体制で計画を策定するとともに、併せて中心市街地活性化ビジョン策定に向けた協議を進めます。



7 スケジュール

